

葛飾みんなの協働サイト利用規約

葛飾みんなの協働サイト（以下「協働サイト」という。）は、協働に取り組む団体等が発信する情報を集約し、交流することが可能な場として、フェイスブックのグループ機能を用いて葛飾区（以下「区」という。）が運用するサイトです。

協働サイトの利用者（以下「利用者」という。）には、この葛飾みんなの協働サイト利用規約（以下「本規約」という。）が適用されますので、ご利用の前に、必ずお読みください。

第1条（利用規約について）

- 1 本規約は、協働サイトを利用する方が遵守すべき事項を定めるものです。協働サイトを利用される場合には、本規約に同意したものとみなされます。
- 2 区は、相当の事由があると判断した場合には、利用者の事前の承諾を得ることなく、区の判断により本規約をいつでも変更することができるものとします。
- 3 変更後の本規約は、区が別途定める場合を除いて、協働サイト上に表示した時点から効力を生じるものとします。また、本規約の変更の効力が生じた後、利用者が協働サイトを利用される場合には、変更後の本規約に同意したものとみなされます。
- 4 本規約の変更後に利用者によって行われた行為については、当該変更後の本規約が適用されます。
- 5 本規約の一部の規定の全部又は一部が法令に基づいて無効と判断された場合であったとしても、当該既定の無効部分以外の部分及び本規約のその他の規定は有効とします。本規約の一部が特定の利用者との間で無効とされ、又は取り消された場合でも、本規約はその他の利用者との関係では有効とします。
- 6 本規約に示される権利を行使又は実施しない場合でも、区が当該権利を放棄するものではありません。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) フェイスブック Meta Platforms, Inc.が運営するSNS（登録者同士の交流を目的とした、イベント参加の募集又は就職、趣味等の様々な情報交換に利用されているソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。）をいう。
- (2) FBページ フェイスブックプロフィール（アカウントを有する者の情報を発信するサイトをいう。）及びフェイスブックページ（団体等が顧客等とつながるために設置したサイトをいう。）をいう。
- (3) 投稿 フェイスブックに文章、写真等を公開する行為及び公開された文章をいう。
- (4) シェア フェイスブックに投稿した内容を他の人と共有することができる機能をいう。
- (5) 会員 第4条第2項の規定により協働サイトのグループへの参加について承認された団体等をいう。

第3条（会員要件）

- 1 会員は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。
 - (1) 区内で地域貢献活動を行う次のいずれかに該当する団体であること。
 - ア 非営利活動を行う団体
 - イ 事業者等の営利活動を行う団体であって、協働サイトにおいて地域貢献活動に関する発信に限り行うことに同意するもの
 - (2) 団体の構成員が2人以上であること。

- (3) 団体の運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められていること。
 - (4) 団体の責任者又は連絡責任者が特定できること。
 - (5) 公序良俗に反する活動又は法令に反する活動を行っていないこと。
 - (6) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
 - (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第 2 号の規定以外の要件を全て満たす個人について、区が認めるときは、会員となることができます。この場合において、前項の規定中「団体」とあるのは「個人」と読み替えるものとします。

第 4 条（会員登録等）

- 1 会員となることを希望する団体等の代表者等は、次の各号に掲げる書類を区に提出し、協働サイトへの参加について申請することができます。
 - (1) 葛飾みんなの協働サイト会員登録申請書（第 1 号様式）
 - (2) 団体等の定款、規約、会則等
 - (3) 団体員又は役員の名簿
 - (4) 活動概要のわかる資料
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、担当課長が特に必要と認める書類
- 2 前項の申請があったときは、区は、提出された書類を審査し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり通知等を行います。
 - (1) 適当と認める場合 当該団体等を会員として登録し、葛飾みんなの協働サイト会員登録承認通知書（第 2 号様式）により、当該団体等に協働サイトへの参加について承認した旨を通知します。
 - (2) 不適当と認める場合 葛飾みんなの協働サイト会員登録不承認通知書（第 3 号様式）により、当該団体等に協働サイトへの参加について不承認とした旨を通知します。
- 3 前項の規定により承認された団体等は、当該団体等の F B ページから協働サイトのグループへの参加機能による申請を行うことができ、区はそれを承認します。

第 5 条（会員登録の変更又は退会）

- 1 会員は、前条第 1 項又はこの項の規定により区に届け出た情報に変更が生じた場合は、速やかにその旨、区に届け出なければなりません。
- 2 会員は、区に葛飾みんなの協働サイト退会届（第 4 号様式）を届け出たときは、会員登録を解除されます。

第 6 条（連絡又は通知）

- 1 会員への連絡又は通知の必要があると区が判断した場合には、登録されたメールアドレス又は電話番号宛に連絡又は通知を行います。
- 2 会員は、本規約に別段の定めがある場合を除き、区への連絡はメール又は電話にて行うものとします。

第7条（協働サイトに係る権限）

- 1 協働サイトは誰もが閲覧を行うことができます。ただし、いいね！機能（投稿等に対して肯定的な意思等を示す機能をいう。）については、フェイスブックのアカウントを有する者又は団体であることが必要です。
- 2 会員は、当該会員のF Bページに投稿がなされた記事について、次条の規定に従い、協働サイトにシェアすることができます。
- 3 協働サイトにおいては、コメント機能（フェイスブックへの投稿等に対して文章で返答することをいう。）は、使用できません。ただし、シェアを行った会員のF Bページがコメント機能を許諾しているときは、当該F Bページにコメントすることができます。

第8条（協働サイトでシェアできる記事）

- 1 会員が協働サイトでシェアできる記事は、地域貢献活動に資する内容であって、次に例示するものとし、
 - (1) 団体等の紹介に係る基礎情報
 - (2) 団体等のPR記事（活動目的、活動内容、活動実績、メンバー構成、活動日時、主な活動場所等）
 - (3) 日々の活動報告
 - (4) イベント、講座等のお知らせ
 - (5) ボランティア、団体員等の募集情報等
- 2 前項の規定にかかわらず、会員は、次に掲げるいずれかの内容等（当該内容を含むサイト等に誘因するURL等が記載されている場合を含む。）に該当するシェアを協働サイトにしてはけません。
 - (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
 - (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治又は宗教に係る活動を目的とするもの
 - (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (8) 虚偽、事実と異なる内容、単なる噂又は噂を助長させるもの
 - (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
 - (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
 - (11) 1の団体等が著しく連続して行うシェア
 - (12) 団体等又は団体等に係る者に係る思想等を専ら表明する内容であって、前項に規定する記事であると認められないもの
- 3 区は、前1項の規定に該当しない又は前項各号のいずれかに該当するシェアがされたときは、当該記事に係る会員に予告なく、シェアを解除します。

第9条（利用制限）

区は、会員が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該会員に予告なく、協働サイトのグループメンバー登録を一時的に解除します。

- (1) 会員がワーム型ウィルスの感染、大量送信メール等に関係する等、区、会員又は第三者に被害が及ぶおそれがある場合
- (2) 電話、電子メール等による連絡が取れない場合
- (3) 会員宛てに発送した郵便物が区に返送される場合

第 10 条（会員登録解除等）

- 1 区は、会員が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、会員登録を解除することができます。
 - (1) 会員たる要件を欠く場合
 - (2) 申請内容又は登録情報に故意による虚偽の記載があった場合
 - (3) 1 の団体等が複数の会員として登録している場合
 - (4) 利用制限の状況が一定期間継続する場合
 - (5) 利用制限の状況を複数回繰り返す場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、担当課長が会員として不適当であると認める場合
- 2 区は、会員が前項の要件に該当すると推量するときは、当該会員に対し、その旨通知します。
- 3 前項の規定による通知後、当該会員から第 1 項に掲げる事由に該当しない旨の特段の説明等がない場合は、区は、当該会員登録を解除します。

第 11 条（免責）

- 1 会員及び協働サイトの閲覧者（以下「会員等」という。）は、会員等自身の自己責任においてフェイスブック又は協働サイト（以下「フェイスブック等」という。）を利用するものとし、フェイスブック等を利用してなされた一切の行為及びその結果について責任を負うものとし、ます。
- 2 区は、フェイスブック等の利用により発生した会員等の損害については、一切の賠償責任を負いません。フェイスブック上で発生した不具合、エラー、障害等により引き起こされた損害についても、同様とします。
- 3 会員等が、フェイスブック等を利用することにより、第三者及び区に対し損害又は不利益を与えた場合、会員等は自己の費用と責任においてこれを解決し、又は賠償するものとし、ます。
- 4 協働サイト上に掲載されるコンテンツ及び情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性、利用可能性、安全性、確実性等につき、いかなる保証もいたしません。
- 5 区は、フェイスブック等の利用に当たり会員に対して行った情報提供、アドバイス等に係る結果については、責任を負わないものとし、ます。

第 12 条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとし、ます。

付則

この規約は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

付則（令和 4 年 1 月 13 日改正）

- 1 この規約は、令和 4 年 1 月 13 日から施行する。
- 2 この規約の施行日前にされた会員の承認は、改正後の規約第 4 条第 2 項の規定による承認とみなします。

第 1 号様式 葛飾みんなの協働サイト会員登録申請書 略

第 2 号様式 葛飾みんなの協働サイト会員登録承認通知書 略

第 3 号様式 葛飾みんなの協働サイト会員登録不承認通知書 略

第 4 号様式 葛飾みんなの協働サイト退会届 略